

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <http://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
朝日町携帯サイト <http://www.town.asahi.yamagata.jp> FAX 67-2117

朝日町ノルディックウォーキング教室

○フィットネスコース

運動不足を解消したい方・アクティブなウォーキングを楽しみたい方にオススメです。

▶日時・場所

6月29日(水)	午前9時30分～ 11時30分	創遊館
8月4日(木)	午前9時30分～ 11時30分	秋葉山交遊館
10月13日(木)	午前9時30分～ 11時30分	西部公民館
11月15日(火)	午前9時30分～ 11時30分	秋葉山交遊館

※毎回、2～3kmの距離を歩きます。

▶講師 株式会社モンテディオ山形
JNFA 公認 インストラクター 須藤 康太氏

○初心者・ゆっくりコース (ミズノコラボ事業)

ノルディックウォーキングが初めての方・高齢者の方にオススメです。膝痛・腰痛を軽くし、転ばない運動を学びます。

▶日時・場所

7月21日(木)	午前9時30分～ 11時30分	西部公民館
9月9日(金)	午前9時30分～ 11時30分	創遊館

※ポールを利用した介護予防・リハビリ講義のあとにポール歩行練習を行います。

▶講師 ミズノ株式会社 JNWL 公認
ウォーキングライフマスター 森 裕史氏

▶持ち物 飲み物、タオル、帽子、カッパ(小雨用)、室内用ズック(雨天時)

※必要なものは、すべてリュックに背負って歩きます。

▶申込方法 各コース先着20名。参加ご希望の方は6月24日(金)まで健康福祉課 健康推進係に電話でお申込みください。

▶その他 ・当日は動きやすい服装・靴でお越しください。
・各コース使用するポールが違います。ポールは無料で貸出しします。

▶問合せ先 健康福祉課 健康推進係 ☎67-2116

楽笑楽生こうぎ28 「バックを作ってみませんか！」講座 参加者募集

ホームベースをつなぎ合わせたような、深めのポケット4つある使い勝手の良いバックを作ります。皆様のご参加をお待ちしています。

▶日時 7月30日(土) 午前8時30分～正午

▶場所 西部公民館 会議室

▶参加料 3,000円(材料代)

▶参加人数 先着10名

▶持ち物 ミシン、裁縫道具

▶申込期限 7月5日(火)

▶申込み・問合せ先

西部公民館 ☎67-2208

合同行政相談所を開設します！

- ▶日 時 7月12日(火)
午後1時30分～午後4時
- ▶場 所 寒河江市ハートフルセンター
3階301・302会議室
- ▶参加機関(予定) 山形地方法務局、山形県警察本部、山形県弁護士会、行政相談委員、山形行政評価事務所 他
- ▶弁護士による無料法律相談について
弁護士による法律相談は事前に予約が必要です。
※定員あり。
- ▶受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- ▶申込み方法
7月4日(月)から山形行政評価事務所行政相談課にて電話で受け付けいたします。
- ▶問合せ先 山形行政評価事務所行政相談課
☎023-623-1100

身体障がい者福祉大会 参加者募集

- ▶日 時 7月22日(金)
午前10時頃出発
- ▶会 場 村山市民会館(福祉バスで送迎します)
- ▶対象者 朝日町身体障がい者福祉協会員
- ▶申込締切 6月22日(水)
※定員になり次第、締切ります。
- ▶申込み・問合せ先
社会福祉協議会内事務局 ☎67-2465

「男女共同参画週間」の実施について

今年度のキャッチフレーズは、「意識をカイカク。男女でサンカク。社会をヘンカク。」です。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するために、この期間に私たちのまわりの男女のパートナーシップについて考えてみましょう。

- ▶期 間
6月23日(木)～29日(水)

生産統計調査実施のお知らせ

○調査の目的

農業の生産基盤となる耕地と農作物の作付けおよび生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的に実施しています。

○生産統計調査の実測調査について

平成28年5月から29年3月の間に、東北農政局各支局等職員、身分証明書を携帯した専門調査員および統計調査員が、無作為に抽出した調査区域内の耕地の現況を1筆毎に確認する面積調査、農作物の作付面積および作柄の把握を行う収穫量調査等の実測調査を行います。生産統計調査へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

▶問合せ先

農林水産省 東北農政局 山形支局
生産流通統計チーム ☎023-622-7276

国民年金保険料免除などの申請について

保険料を納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますので、役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。

平成28年度の免除等の受付は平成28年7月1日から開始され、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、申請できる過去期間については、申請書を提出した日から2年1カ月前までになります。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

▶問合せ先

寒河江年金事務所 国民年金課 ☎84-2551
税務町民課 戸籍年金係 ☎67-2119